

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00194038

2023年12月14日

発信課	福祉保険部生活支援課臨時特別給付金担当
担当者	佐原聖二郎
連絡先	電 話 2660
	F A X
	E-mail seikatsushien@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [] 契約・入札 [] 会議・説明会 [] その他 [○]
日 程	令和5年12月19日 ~ 令和6年2月29日
発表項目 (行事名)	令和5年度旭川市福祉灯油購入助成事業の給付スケジュール等について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	添付資料のとおり
添付資料	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
報道（取材）に当 たってのお願い	
備 考	

令和5年度旭川市福祉灯油購入助成事業の給付スケジュール等について

1 対象世帯

令和5年12月1日において旭川市に住民登録がある、次のすべてに該当する世帯

- ①世帯全員の令和5年度の住民税が非課税である世帯
- ②世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である方がいない世帯
- ③世帯の中に、租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいない世帯
- ④次のいずれかに該当する世帯
 - ・令和5年度内に満70歳以上になる方（昭和29年4月1日以前生まれ）がいる世帯
 - ・身体障害者手帳（1級または2級）、療育手帳（A判定）、精神障害者保健福祉手帳（1級）のいずれかの交付を受けている方がいる世帯
 - ・旭川市ひとり親家庭等医療費助成の対象となっている世帯
 - ・旭川市の実施責任において生活保護を受けている世帯
- ⑤ ④の支給対象者全員が社会福祉施設等（母子生活支援施設を除く）に入所または病院に入院していないこと

2 支給額

1世帯あたり10,000円（1回限り）

3 申請方法と支給時期

令和5年度の住民税課税状況などから、支給対象と見込まれる方には、市から令和6年1月5日（発送予定）に、「確認書」または「通知書」をお送りします。

（1）確認書による申請

課税状況から支給対象となる可能性が高い世帯（約29,400世帯）に対しては、「確認書」をお送りします。入所入院していないことなどを誓約のうえ、返信用封筒により返送してください。市に届いてから2～3週間程度で支給いたします。

（2）通知書による支給

入所入院していないことが市で把握できる生活保護世帯（約6,900世帯）に対しては、「通知書」をお送りします。1月29日（予定）に支給いたします。

※お急ぎの方へ

（3）オンライン等による申請

特段の事情により給付をお急ぎの世帯は、12月19日（火）から市ホームページによる「オンラインによる申請」「ダウンロードによる申請」を受け付けます。本人確認書類などの添付が必要になります。

申請受付から2～3週間程度で支給いたします。

(4) 窓口での申請

オンラインやダウンロード申請も困難な方は窓口での申請をお受けします。本人確認書類などの提出が必要になります。

申請書受理から2～3週間程度で支給いたします。

●受付会場

5条通9丁目左1号 ベストアメニティ旭川ビル1階

電話0166-76-7415

●受付時間

8時45分から17時15分まで(土日祝日、12月30日～1月4日を除く平日)

4 申請期間

令和6年2月29日まで(当日消印有効)